

仙台市環境影響評価制度について

仙台市環境局環境部
環境都市推進課

1 環境影響評価制度の概要

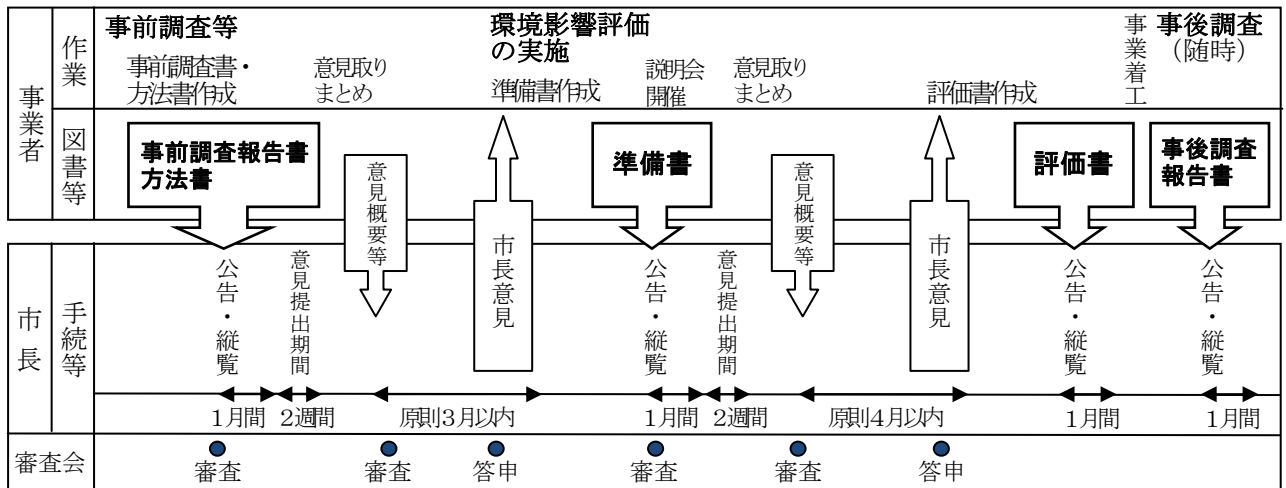
道路やダム等の建設、住宅団地の造成などの開発事業を行う場合、それが周辺の環境にどのような影響を与えるかを事業者自身が事前に調査・予測・評価し、その結果を公表して住民や行政から環境の保全についての意見を聴くことにより、必要な環境の保全及び創造の措置を検討することで、事業が及ぼす環境への影響をできる限り小さくするための仕組みのこと。

2 本市の環境影響評価制度について

(1) 条例制定

平成9年10月、審議会に条例の基本的あり方を諮問。平成10年8月の最終答申を踏まえ、平成10年12月に仙台市環境影響評価条例を制定(平成11年6月より施行)。

(2) 本市における環境影響評価手続きの流れ (冊子の4、5ページ参照)



※手続期間は、条例・規則で規定された期間のみを表示。審査会開催は標準的な例として表示。

事前調査書：事業候補地の自然環境把握のための簡易調査（事前調査）の結果をまとめた図書

方法書：環境影響評価の項目、手法等をまとめた図書

準備書：調査結果、総合的評価、事後調査の計画等をまとめた図書

評価書：準備書に対する市長意見等を勘案して内容の再検討、再評価を行い結果をまとめた図書

事後調査書：工事中、供用後の環境状況を把握するための調査（事後調査）結果をまとめた図書

3 本市手続の特徴と主なポイント

(1) 独自に対象事業の種類、地域別の規模要件を規定 (冊子の2、3ページ参照)

- ・国や県の制度に比べて対象事業の種類を拡大(23種類)
- ・環境により配慮が必要な地域を3種類定め、対象事業の規模要件を引き下げ

(2) 事業計画の早期段階における自然環境等の事前調査 (冊子の6ページの1参照)

- ・立地選定過程での文献等による簡易な調査として事前調査の実施を義務付け

(3) スコーピング手続 (冊子の6ページの2参照)

- ・住民や行政の意見を聴いて、評価の項目や手法を個別の事業ごとに絞り込む手続を導入

(4) 工事中、供用後の事後調査と追加的な環境保全措置の検討 (冊子の6ページの3参照)

- ・原則として環境影響評価を行った項目すべてについて事後調査を義務付け
- ・事後調査報告書を公表
- ・必要に応じ、市長は環境保全措置の実施状況等の実態を調査

(5) 住民等の関与の機会の拡充 (冊子の7ページの4参照)

- ・方法書や準備書に対し環境の保全及び創造の見地から意見の提出が可能
- ・事後調査結果や事業の実施状況に対し意見の申し出が可能